



平成 21 年 2 月 23 日

各 位

会 社 名 三井海洋開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 健 司
(コード番号 6269 東証第 1 部)
問合せ先 経営企画室長 高野 育 浩
電話番号 03-6203-0200 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 23 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 23 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします

記

1 定款変更の目的

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、当社株式は株式振替制度に移行(株券の電子化)いたしました。
これに伴い、株券を発行する旨の当社定款の定めは平成 21 年 1 月 5 日を効力発生日として廃止したものとみなされておりますが、改めて同規定を削除するとともに、同制度の実施によって不要となった株券株主の届出に関する規定の削除及び条数の繰り上げなど、所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを備え置かなければならないことから、所要の規定を附則に設けるものであります。
- (3) 当社グループをグローバルな視点から統括し、従来以上に強固な経営体制を構築するために会長職を新設することといたしましたので、所要の変更を行うものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-------------------|-----------------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催日 | 平成 21 年 3 月 27 日 (予定) |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 21 年 3 月 27 日 (予定) |

以上

別紙

(定款変更の内容)

変更の内容は、次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略しております。)

(下線部分に変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第7条(株券の発行) 当社は、株式にかかる株券を発行する。 | (削除) |
| 第8条(自己の株式の取得) (条文省略) | 第7条(自己の株式の取得) (条文省略) |
| 第9条(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は、100株とする。 2. <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> | 第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は、100株とする。 (削除) |
| 第10条(単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約件の割り当てを受ける権利 | 第9条(単元未満株式についての権利) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規程による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割り当て及び募集新株予約件の割り当てを受ける権利 |
| 第11条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 | 第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 |
| 第12条～第14条(条文省略) | 第11条～第13条(現行どおり) |

| | |
|---|---|
| <p>第 15 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> | <p>第 14 条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長を定めないと</u>きまたは<u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、</u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第 16 条～第 22 条（条文省略）</p> | <p>第 15 条～第 21 条（現行どおり）</p> |
| <p>第 23 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>第 22 条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を定める。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長 1 名、</u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |
| <p>第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>社長</u>がこれを招集し、議長となる、</p> <p>2. 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> | <p>第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役<u>会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長を定めないと</u>きまたは<u>取締役会長に事故があるときは、取締役社長が招集し、</u>取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> |
| <p>第 25 条～第 44 条（条文省略）</p> | <p>第 24 条～第 43 条（現行どおり）</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|------|---|
| (新設) | <p>附則</p> <p>第1条</p> <p>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> |
| (新設) | <p>第2条</p> <p>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</p> |